

議案第11号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中
「490円」を「950円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第7条第1項に規定する業務に従事したこと
により、支給することとなった児童相談所業務手当で、同日以後に支給するもの
については、なお従前の例による。

（提案理由）

児童相談所業務手当を改定する等の必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(児童相談所業務手当) 第7条 児童相談所業務手当は、児童福祉法第12条第3項に規定する業務（次条第1項に規定する業務を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した職員に支給する。 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>950円</u> を超えない範囲において、規則で定める。	(児童相談所業務手当) 第7条 児童相談所業務手当は、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（次条第1項に規定する業務を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した職員に支給する。 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき <u>490円</u> を超えない範囲において、規則で定める。